

外来患者各位

ゴールデンウィーク期間中の診療体制について

(2019年4月27日～5月6日)

2019年度ゴールデンウィーク期間中の診療体制は下表の通りとなります。
ご確認の程、宜しくお願い致します。

日	月	火	水	木	金	土
4/21	22	23	24	25	26	27
休診	通常診療	通常診療	通常診療	通常診療	通常診療	通常診療
28	29 昭和の日	30 国民の休日	5/1 天皇即位の日	2 国民の休日	3 憲法記念日	4 みどりの日
休診	休診	休診	休診	休診	休診	休診
5	6	7	8	9	10	11
休診	休診	通常診療	通常診療	通常診療	通常診療	通常診療

* 4/28(日)から5/6(月)までの期間、外来診療は休診となります。

* 5/7(火)より通常診療体制となります。